

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 3 号		
件 名	新潟市が定めた2つの事務取扱要領を遵守するよう求めることについて		
要 旨	<p>新潟市個人情報の保護に関する事務取扱要領、第4、個人情報の開示に係る事務、7、費用負担、(2)、徴収の方法では、写しの作成及び送付に要する費用は、次の方法により徴収するものとする。</p> <p>ア、担当課等において写しを交付する場合、出納員及び分任出納員がいる担当課等において写しを交付する場合は、担当課等の職員が現金領収するものとし、領収後、写し及び現金領収書を開示請求者に交付するものとする。出納員及び分任出納員がいない担当課等において写しを交付する場合は、財務会計システムにより納入通知書を作成し、開示請求者に渡し、納入の確認後、写しを開示請求者に交付するものとする」と定められているが、市はこの定めによらない有料コピー機を案内し、請求者が自分でコピーする対応を継続している。</p> <p>また、「市長への手紙」事務取扱要領第4条第1項では、原則として書面によるものは市長署名を添えて書面で、メールによるものはメールで、市長が回答をすると定められている。平成30年9月5日の受信メールには「いただいたお手紙は、市長がきちんと拝見し、お返事は原則として市長からさせていただいております。」と記載されているが、令和5年8月14日の受信メールには「いただいたお手紙は市長が拝見します。」だけで、要領に定められた原則として市長が回答するを削除している。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>		
付 託 年月日 委員会	令和5年9月7日	第1項 第2項	総務常任委員会 市民厚生常任委員会
受 理	令和5年8月31日	第334号	

陳情第23号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 新潟市個人情報の保護に関する事務取扱要領を遵守すること。遵守できなければ事務取扱要領を改正すること。2 「市長への手紙」事務取扱要領を遵守すること。遵守できなければ事務取扱要領を改正すること。
--	--